

株 主 各 位

仙台市宮城野区宮城野一丁目10番1号

株式会社 **トスネット**

代表取締役社長 氏 家 仁

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況ではございますが、慎重に検討いたしました結果、感染防止に適切に配慮し本株主総会を開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により、事前の議決権行使をご検討のうえ、当日の来場をお控えいただけますようお願い申し上げます。なお、議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月19日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月20日（火曜日） 午前10時00分
 2. 場 所 仙台市宮城野区榴岡五丁目11番1号
仙台サンプラザ 1階 「ローズ」の間
 3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第46期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
計算書類の内容報告の件
 2. 第46期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）事業報告、連結計算
書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告
の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tosnet.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。
- ◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について

<株主様へのお願い>

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日当日の情勢やご自身の体調をお確かめの上、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。
- ・会場の座席は、株主様同士の間隔を広く取るため、万が一満席となった場合は、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・マスクの着用、会場入口でのアルコール消毒及び検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。37.0度以上の発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りさせていただく場合がございます。

<当社の対応について>

- ・株主総会の運営スタッフ及び役員は、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・株主総会の議事は簡略化し、例年より時間を短縮して行う予定です。株主様におかれましては、事前に本招集通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年10月1日
至 2022年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する概況

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ワクチン接種が進んだこと等により、一部で持ち直しの動きが見られて来たものの、新たな感染拡大が懸念されるなど、非常に厳しい状況で推移いたしました。また、ロシアによるウクライナ侵攻の影響により、物価も上昇し依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは主力の交通誘導警備、雑踏警備、施設警備及び列車見張り警備、商材販売等の積極的な営業活動を展開しております。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は10,030百万円（前連結会計年度比1.1%増）、営業利益は690百万円（前連結会計年度比6.9%減）、経常利益は804百万円（前連結会計年度比12.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は498百万円（前連結会計年度比11.5%減）となりました。

次に、事業のセグメント別の業績をご報告申し上げます。

<警備事業>

警備事業は、交通誘導警備、施設警備、列車見張り警備等を行っております。警備事業の売上高は8,688百万円（前連結会計年度比2.0%減）となりました。

<交通誘導警備>

交通誘導警備とは、警備員が建築現場、工事現場等における工事車両、一般車両及び歩行者の安全な誘導と出入りの管理、各種ショッピングセンター等での駐車場の出入口、歩行者の安全確保等の交通誘導を行うもので、交通事故の発生を防止するものです。

また、雑踏警備とは、警備員が花火大会、各種お祭り、コンサート、スポーツイベント等、多くのお客様が集まる場所で人員整理、誘導、案内等を行うことにより事故を防ぎ、円滑な運営の手助けをするものです。

当連結会計年度は、ゼネコン、建設工事業会社等へ積極的な営業展開を行いました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響による発注の減少により、当部門の売上高は5,724百万円（前連結会計年度比2.3%減）となりました。

<施設警備>

施設警備とは、警備員がオフィスビルや工場等の建物内への人の出入管理、防犯防災管理、駐車場の管理を行うものです。施設警備の主なもの常駐警備、巡回警備、保安警備等があります。当社グループでは、首都圏を中心に積極的な営業展開を行いました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響による需要等の減少もあり、当部門の売上高は2,388百万円（前連結会計年度比3.4%減）となりました。

<列車見張り警備>

列車見張り警備とは、列車見張り員の資格を持った警備員が、JRや私鉄の営業路線、作業現場に接近する列車の進行・通過を監視して軌道内作業員の安全を確保するものです。当社グループでは、専門性を追求し他社との差別化を図り、当社グループの注力商品の一つと位置付けておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響による受注の減少により、当部門の売上高は286百万円（前連結会計年度比19.1%減）となりました。

<ビルメンテナンス事業>

ビルメンテナンス事業は、ビルメンテナンス、清掃業務及び労働者派遣業務等を行っております。新規の清掃業務を請け負ったこと等により、ビルメンテナンス事業の売上高は206百万円（前連結会計年度比11.9%増）となりました。

<メールングサービス事業>

メールングサービス事業は、メール便発送取次業務、販促品・サンプル等の封入・梱包及び発送取次業務等を行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響により、カタログ等ダイレクトメールの発送が延期、中止となったことにより、メールングサービス事業の売上高は393百万円（前連結会計年度比14.4%減）となりました。

<電源供給事業>

電源供給事業は、各種イベント及びコンサート関連の仮設電源の提供・テレビ局関係の中継のバックアップ等、各種電源需要への電源提供業務を行っております。新型コロナウイルスワクチンの追加接種が進んだことにより、各種イベント、コンサート等が開催され始めた結果、電源供給事業の売上高は742百万円（前連結会計年度比85.4%増）となりました。

セグメント別売上高（連結）前連結会計年度比較

（単位：千円）

項 目	前連結会計年度 （自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）		当連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）		増 減	
	売 上	構成比	売 上	構成比	売 上	増減率
交通誘導警備	5,863,153	59.1%	5,724,835	57.0%	△138,317	△2.3%
施設警備	2,472,784	24.9%	2,388,690	23.8%	△84,094	△3.4%
列車見張り警備	353,615	3.5%	286,053	2.8%	△67,561	△19.1%
その他	185,035	1.8%	288,912	2.8%	103,877	56.1%
警備事業計	8,874,588	89.4%	8,688,492	86.6%	△186,096	△2.0%
ビルメンテナンス事業	184,406	1.8%	206,401	2.0%	21,994	11.9%
メールングサービス事業	459,810	4.6%	393,229	3.9%	△66,580	△14.4%
電源供給事業	400,094	4.0%	742,090	7.3%	341,996	85.4%
合 計	9,918,900	100.0%	10,030,214	100.0%	111,313	1.1%

（注）千円未満は、切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社トスネットがグループ会社の業務拡大及び効率化を図るため、土地及び建物を取得いたしました。

所在地	仙台市宮城野区	建物	62,108千円
		土地	149,061千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

⑤ 対処すべき課題

日々変貌していく社会において「安心・安全」に対する社会的需要がより一層高まるとともに、その内容も多様化・高度化しております。

このような経営環境のもと、当社グループでは主力業務である交通誘導警備、施設警備へ積極的に取り組み、既存業務の収益力強化を推進してまいります。これら既存業務の収益力強化とあわせ、グループ各社の商品・サービス、営業体制の特長を活かし、グループシナジーの創出を図ってまいります。

また、当社グループでは競合他社との差別化、競争力向上を実現するため、警備員の資質の向上に取り組んでおります。今後につきましても警備員教育の徹底や各種資格取得者の増大を図ってまいります。

当社グループは、高い専門性と総合力を駆使したトータルセキュリティネットワークで、お客様のニーズに迅速・的確にお応えし、より一層の社会的責任を果たしてまいります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 43 期 (2019年 9 月期)	第 44 期 (2020年 9 月期)	第 45 期 (2021年 9 月期)	第 46 期 (2022年 9 月期)
売 上 高 (千円)	10,761,220	9,948,456	9,918,900	10,030,214
経 常 利 益 (千円)	1,023,172	596,799	914,819	804,817
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	636,407	321,527	564,081	498,730
1 株当たり当期純利益 (円)	134.54	67.97	119.25	105.43
総 資 産 (千円)	8,464,004	8,666,457	9,022,556	9,409,110
純 資 産 (千円)	5,629,328	5,836,336	6,311,737	6,681,814
1 株当たり純資産 (円)	1,190.10	1,233.87	1,334.37	1,412.61

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 43 期 (2019年 9 月期)	第 44 期 (2020年 9 月期)	第 45 期 (2021年 9 月期)	第 46 期 (2022年 9 月期)
売 上 高 (千円)	1,289,090	1,276,444	1,308,869	1,291,523
経 常 利 益 (千円)	354,293	383,733	473,566	472,786
当 期 純 利 益 (千円)	350,802	332,822	419,395	422,893
1 株当たり当期純利益 (円)	74.16	70.36	88.66	89.40
総 資 産 (千円)	4,537,342	4,719,400	4,945,642	5,208,095
純 資 産 (千円)	3,322,933	3,555,109	3,875,799	4,165,048
1 株当たり純資産 (円)	702.50	751.59	819.39	880.54

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社日本保安	40,000千円	100%	警備請負業
株式会社ビルキャスト	10,000千円	100%	ビルメンテナンス事業
株式会社大盛警備保障	60,000千円	100%	警備請負業
株式会社三洋警備保障	20,000千円	100%	警備請負業
株式会社マーリングジャパン	10,000千円	100%	マーリングサービス事業
I・C・Cインターナショナル株式会社	100,000千円	100%	電源供給事業
株式会社トスネット北陸	40,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット茨城	60,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット北東北	10,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット南東北	10,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット上信越	10,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット首都圏	10,000千円	100%	警備請負業
アサヒガード株式会社	20,000千円	100%	警備請負業
株式会社エイコー	60,000千円	100%	警備請負業
株式会社アーバン警備保障	90,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット琉球	60,000千円	100%	警備請負業
北日本警備株式会社	16,000千円	100%	警備請負業

(4) 主要な事業内容

当企業集団は、交通誘導警備を主体に、施設警備、列車見張り警備、保安警備、イベント警備、巡回・留守番警備等を主たる事業としております。

(5) 主要な営業所等

① 当社の主要な事業所

当 社 本 社 宮 城 県 仙 台 市
仙 台 営 業 所 宮 城 県 仙 台 市

(注) この他、10の営業所があります。

② 子会社の事業所

株式会社日本保安	本社	千葉県千葉市
株式会社ビルキャスト	本社	宮城県仙台市
株式会社大盛警備保障	本社	岩手県盛岡市
株式会社三洋警備保障	本社	東京都世田谷区
株式会社メーリングジャパン	本社	宮城県仙台市
I・C・Cインターナショナル株式会社	本社	北海道札幌市
株式会社トスネット北陸	本社	石川県金沢市
株式会社トスネット茨城	本社	茨城県水戸市
株式会社トスネット北東北	本社	岩手県盛岡市
株式会社トスネット南東北	本社	福島県郡山市
株式会社トスネット上信越	本社	新潟県新潟市
株式会社トスネット首都圏	本社	東京都江東区
アサヒガード株式会社	本社	福島県郡山市
株式会社エイコー	本社	神奈川県横須賀市
株式会社アーバン警備保障	本社	北海道札幌市
株式会社トスネット琉球	本社	沖縄県那覇市
北日本警備株式会社	本社	北海道札幌市

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区 分	従 業 員 数 (名)	前 期 末 比 増 減 (名)
男 性	1,118	△27
女 性	169	15
合 計	1,287	△12

(注) 他に嘱託社員 1,039名

登録社員 767名

② 当社の従業員数

区 分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男 性	154	△5	42.97	9.73
女 性	27	3	39.52	8.52
合計又は平均	181	△2	42.68	9.62

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	150,296千円
株 式 会 社 き ら や か 銀 行	122,000千円
株 式 会 社 北 日 本 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	92,840千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	50,000千円

2. 会社の概況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 7,000,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 4,730,097株（自己株式2,503株を除く） |
| ③ 株主数 | 1,146名（前期末比 50名減） |
| ④ 単元株式数 | 100株 |
| ⑤ 大株主の状況（上位10名） | |

氏名又は名称	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社元気	1,215	25.68%
セコム株式会社	720	15.22%
佐藤雅彦	549	11.60%
光通信株式会社	354	7.48%
株式会社 UH Partners 2	313	6.63%
佐藤康廣	142	3.00%
株式会社 エスアイエル	114	2.41%
トスネット社員持株会	107	2.27%
株式会社北日本銀行	50	1.05%
山形共立株式会社	50	1.05%

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式(2,503株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項
取締役及び監査役の氏名等

(年度末現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	サ 佐 藤 康 廣	
代表取締役社長	ウジ 氏 家 仁	
常 務 取 締 役	サ 佐 藤 雅 彦	(株)トスネット首都圏代表取締役兼(株)三洋警備保障代表取締役兼(株)エイコー代表取締役
取 締 役	クチ 朽 木 雄 二	管理統轄本部統轄本部長兼経理財務部統轄部長
取 締 役	カン 菅 日 出 夫	営業統轄部統轄部長兼営業推進部部长兼経営戦略室事務長
取 締 役	ハコ 箱 石 義 隆	業務運営統轄部統轄部長兼(株)トスネット南東北代表取締役
取 締 役	イ ガ ラ シ 五 十 嵐 春 樹	(株)トスネット首都圏専務取締役営業本部長
取 締 役	ウラ 浦 井 義 光	弁護士(法律事務所あかり)
取 締 役	カマ 鎌 瀧 敬 司	
取 締 役	イノ 猪 股 恒 一	
常 勤 監 査 役	サカ 坂 口 稔	
監 査 役	ツル 鶴 岡 三 千 夫	鶴岡ラバー化成(株)代表取締役
監 査 役	オ ダ ナカ テル オ 小 田 中 輝 男	(株)スマイル仙台代表取締役

- (注) 1. 取締役浦井義光氏、鎌瀧敬司氏及び猪股恒一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役3名は、全員社外監査役であります。
3. 小田中輝男氏は、東京証券取引所の各規則に定める独立役員として、届け出ております。なお、同氏は、金融企業における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等の実効性を高めるため、重要な会議への出席及び取締役からの業務執行状況の聴取などを通じた情報収集並びに内部監査部門との連携を強化すべく、坂口稔氏を常勤の監査役に選定しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 155,290千円 (うち社外取締役3名6,960千円)

監査役 3名 6,840千円 (うち社外監査役3名6,840千円)

(注) 当社の役員報酬は固定報酬のみとなり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

取締役・監査役のご紹介



代表取締役会長

サ トウ ヤスヒロ
佐藤 康廣



取締役

ハコイシ ヨシタカ
箱石 義隆



常勤監査役

サカグチ ミノル
坂口 稔



代表取締役社長

ウジエ ヒトシ
氏家 仁



取締役

イガラシ ハルキ
五十嵐 春樹



監査役

ツルオカ ミチオ
鶴岡 三千夫



常務取締役

サ トウ マサヒコ
佐藤 雅彦



取締役

ウライ ヨシミツ
浦井 義光



監査役

オダナカ テルオ
小田中 輝男



取締役

クチキ ユウジ
朽木 雄二



取締役

カマタキ タカシ
鎌瀧 敬司



取締役

カン ヒデオ
菅 日出夫



取締役

イノマタ コウイチ
猪股 恒一

(4) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬限度額は、定時株主総会において決議されております。当該定時株主総会決議時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は3名）です。

(5) 取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）について、取締役及び社外取締役から積極的に意見を聴取したうえで、2021年12月13日開催の取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社における報酬決定のプロセスについては、ステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、客観性・適正性を備えたものとする。

また、当社は短期的な利益を偏重することなく、中長期的な視点で経営に取り組むことで持続的な成長を目指す。そのため、役員報酬については、その安定性を確保することが重要であるとの認識のもと、固定報酬のみで構成するものとする。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬額の限度の枠内で、当社取締役会で承認された役員報酬規程に定める基準に基づいて決定する。具体的には、各役員の役位・職責や会社業績、世間水準や会社従業員給与とのバランスをも考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬額については、代表取締役に一任する旨を当社取締役会決議により決定する。

なお、取締役会においては、客観性・適正性を確保するため、取締役会の構成員である社外取締役から積極的な意見を聴取するものとする。

(6) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(7) 社外役員に関する事項

① 取締役 浦井 義光

(イ)他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

法律事務所あかり所属の弁護士を兼務しております。なお、当社は法律事務所あかりとの間に特別な関係はありません。

(ロ)他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ハ)会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係

該当事項はありません。

② 取締役 鎌瀧 敬司

(イ)他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ロ)他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ハ)会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係

該当事項はありません。

③ 取締役 猪股 恒一

(イ)他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ロ)他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ハ)会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係

該当事項はありません。

④ 監査役 坂口 稔

(イ)他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

(ロ)他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

(ハ)会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係
該当事項はありません。

⑤ 監査役 鶴岡 三千夫

(イ)他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
鶴岡ラバー化成株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社は鶴岡ラバー化成株式会社との間に特別な関係はありません。

(ロ)他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

(ハ)会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係
該当事項はありません。

⑥ 監査役 小田中 輝男

(イ)他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
株式会社スマイル仙台の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社スマイル仙台との間に特別な関係はありません。

(ロ)他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

(ハ)会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係
該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
浦井 義光	13回中13回	—	取締役会等において、弁護士としての豊富な経験及び見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。
鎌瀧 敬司	13回中12回	—	取締役会等において、元東証一部上場企業の取締役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。
猪股 恒一	13回中13回	—	取締役会等において、元警察官としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。
坂口 稔	13回中13回	13回中13回	取締役会等において、豊富なビジネス経験及び知見等に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。
鶴岡 三千夫	13回中13回	13回中13回	企業経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。なお、欠席した取締役会及び監査役会については、常勤監査役から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。
小田中 輝男	13回中13回	13回中13回	金融企業で要職を歴任し、経営全般に亘る広範な知識と深い見識から、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。

(8) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(イ) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 15,000千円

(注) 1. 当社監査役会は太陽有限責任監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断し、これに同意いたしました。

2. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(ロ) 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15,000千円

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと思われる場合、若しくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会の決議に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求いたします。

(9) 会社の体制及び方針

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は企業理念に基づいた企業経営を実現するため、役員・使用人とも職務の執行が法令・定款に適合することと、職務の執行が効率的に行われるよう職務分掌を定めて責任と権限を明確にする。事業活動に係る法令その他の規範を遵守するため、代表取締役が委員長となっている「コンプライアンス委員会」が策定した「コンプライアンスマニュアル」を全社員に周知徹底し、社内におけるコンプライアンス遵守の風土を作る。監査役が機動的に機能できるように、取締役、内部監査部門及び会計監査人との連携の流れを作り、監督機能の強化と情報の共有化を図る。

② 業務の適正を確保するための体制

(イ) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ且つ社会的責任を果たすため、コンプライアンスマニュアルを全役職員に周知徹底させる。
- ・ 取締役を対象とした研修を実施し、職務を果たすうえで必要とされる法令等に関する知識の周知を図る。
- ・ 取締役会は、法令、定款、社内規則に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
- ・ 当社は取締役会規程に基づき、取締役会を原則月1回開催している。
- ・ 当社は監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席状況、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。
- ・ 監査役は監査が効率的かつ実効的に行われることを確保するため、監査役から、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務に関する請求を受けたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「情報システム管理規程」に定めるところによる。
- ・ 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理している。

(ハ) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・ 業務執行体制上の組織及び責任は「職務分掌規程」の定めるところによる。
- ・ 取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議において、業務執行取締役、執行役員及び経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
- ・ 自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある緊急事態が発生した場合の危機管理体制について、規則を整備し社会への周知徹底を図る。

(ニ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、月1回の取締役会及び随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- ・取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
- ・業務執行の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を明確にしている。
- ・取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。
- ・業績管理に資する財務データについては、ITシステム等により適時・適切に取締役に提供している。

(ホ)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び従業員がとるべき行動の基準・規範を示した当社の企業理念・行動指針に基づき適正な業務執行の管理・監督を行うとともに、問題があった場合は、就業規則に則り適正な処分を行う。
- ・コンプライアンス体制の充実・強化を図るために、各部署の責任者で構成されたコンプライアンス委員会を設置し、きめ細やかな対応を行う。
- ・内部監査部門である監査室が定期的な内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適時報告する。

(ヘ)企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社では取締役会を原則として月1回開催し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況が適切に付議・報告されている。また、原則として2ヶ月に1回開催されるグループ会社社長による社長会にて、重要な決定事項・報告事項が経営幹部に伝達されている。
- ・各部門が担当業務に応じて子会社の業務を指導・監督するとともに、子会社に対する総括的な指導・監督を行う。
- ・コンプライアンス担当部署は、当社及び子会社の社員に対し、その役職、業務内容等に応じて研修を実施する。
- ・内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役及び当社の取締役に報告する。

(ト) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は存在しないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置をする。
- ・ 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒等の改定については、監査役会の同意を要するものとする。

(チ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役及び使用人は当社及び子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告することとする。
- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席する。
- ・ 監査役会は主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対し、その説明を求めることができる。
- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

(リ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・ 企業倫理に関する方針・行動基準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力と断固として闘うことを方針・行動基準の一つとして掲げている。また、対応部署を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っている。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

- ・当事業年度において、取締役会を13回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

② リスクマネジメント体制の構築について

- ・当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、取締役会だけでなく地区会議等において、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理が可能となる体制を構築しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,058,877	流動負債	782,058
現金及び預金	685,668	短期借入金	450,000
警備未収入金	173,244	一年内返済予定の長期借入金	108,032
売掛金	3,931	未払金	45,250
貯蔵品	22,174	未払法人税等	16,500
関係会社短期貸付金	2,500	未払消費税等	9,992
前払費用	34,319	未払費用	104,214
その他の貸倒引当金	139,774	預り金	4,238
	△2,735	賞与引当金	18,900
固定資産	4,149,217	リース債	17,549
有形固定資産	1,493,709	その他の	7,381
建物	258,775	固定負債	260,988
構築物	14,773	長期借入金	157,104
機械装置	2,184	退職給付引当金	70,897
車両運搬具	40	リース債	31,996
工具器具備品	33,115	その他の	990
土地	1,154,872		
リース資産	29,948		
無形固定資産	20,424	負債合計	1,043,046
電話加入権	8,947	純資産の部	
実用新案権	218	株主資本	4,143,242
商標権	82	資本金	782,930
水道施設利用権	91	資本剰余金	766,550
リース資産	11,084	資本準備金	766,550
投資その他の資産	2,635,084	利益剰余金	2,594,536
投資有価証券	220,237	利益準備金	61,370
関係会社株式	2,127,565	その他利益剰余金	2,533,166
出資	3,843	別途積立金	988,500
破産更生債権等	511	繰越利益剰余金	1,544,666
長期前払費用	342	自己株式	△773
会員権	3,603	評価・換算差額等	21,805
保険積立金	217,890	その他有価証券評価差額金	21,805
敷金及び保証金	13,540		
繰延税金資産	48,810		
貸倒引当金	△1,261	純資産合計	4,165,048
資産合計	5,208,095	負債及び純資産合計	5,208,095

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位 千円)

項 目	金 額
売上高	1,291,523
売上原価	866,047
売上総利益	425,475
販売費及び一般管理費	849,181
営業損失	423,706
営業外収益	
受取利息及び配当金	392,459
受取助成金	4,796
受取貸付料	32,988
受取出向料	27,400
経営指導料	424,985
雑収入	20,581
営業外費用	
支払利息	4,953
投資有価証券運用損	1,471
その他	293
経常利益	6,718
税引前当期純利益	472,786
法人税、住民税及び事業税	472,786
法人税等調整額	49,361
当期純利益	531
	49,893
	422,893

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日
至 2022年9月30日)

(単位 千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己株式	株 主 資本合計
		資本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2021年10月1日残高	782,930	766,550	61,370	988,500	1,240,025	2,289,895	△773	3,838,601
当期変動額								
剰余金の配当					△118,252	△118,252		△118,252
当期純利益					422,893	422,893		422,893
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	304,641	304,641	—	304,641
2022年9月30日残高	782,930	766,550	61,370	988,500	1,544,666	2,594,536	△773	4,143,242

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年10月1日残高	37,197	37,197	3,875,799
当期変動額			
剰余金の配当			△118,252
当期純利益			422,893
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△15,391	△15,391	△15,391
当期変動額合計	△15,391	△15,391	289,249
2022年9月30日残高	21,805	21,805	4,165,048

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………

総平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券……………

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法により評価しております。なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算報告書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………

最終仕入原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び車両運搬具 2～15年

工具器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産……………

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

(3) リース資産……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

また、数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した期から費用処理しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、警備事業を業務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に反映し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更が計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この変更が計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の警備事業における関係会社株式の帳簿価額 2,127,565千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は計算書類を基礎とした1株当たりの純資産額を実質価額として、当該実質価額と株式の取得原価を比較し、減損処理の要否を判定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画や市場環境等の変化等により実質価額の回復可能性が認められなくなった場合、将来の損益に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

建 物	227,254千円
土 地	949,023千円
合 計	1,176,278千円

上記に対する債務

短期借入金	200,000千円
一年内返済予定の長期借入金	108,032千円
長期借入金	157,104千円
合 計	465,136千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

741,942千円

3. 関係会社に対する債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	89,473千円
短期金銭債務	5,500千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営 業 取 引	
営 業 収 益	11,851千円
営 業 費 用	42,364千円
営業取引以外の取引	
営 業 外 収 益	871,871千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 4,732,600株

2. 当事業年度の末日における自己株式数

普通株式 2,503株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税損金不算入額	2,801千円
未払事業所得税損金不算入額	827千円
未払費用損金不算入額	891千円
賞与引当金繰入超過額	5,779千円
前払費用損金不算入額	4,587千円
退職給付引当金繰入超過額	37,345千円
貸倒引当金繰入超過額	1,222千円
減価償却超過額	2,764千円
投資有価証券	6,859千円
会員権	7,729千円
長期貸付金	5,917千円
繰延税金資産小計	<u>76,723千円</u>
評価性引当額	<u>20,505千円</u>
繰延税金資産合計	<u>56,218千円</u>
繰延税金負債	
前払固定資産税	1,326千円
その他有価証券評価差額金	6,081千円
繰延税金負債合計	<u>7,407千円</u>
繰延税金資産総額	<u>48,810千円</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に記載した固定資産のほか、車両運搬具、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	(有) 蔵王ブルーベリー農園 (注) 1 (注) 4	宮城県刈田郡蔵王町	71,000	農業の経営	被所有割合 11.60 (間接)	有	—	警備の業務請負	224 (注) 2		—
								商品の購入	4,879 (注) 2	未払金	23

2. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)ト スネッ ト北東 北 (注) 3	岩手県 盛岡市	10,000	警備業	所有割合 100.00 (直接)	有	経営 指導料	経営指 導料の 受取	104,926 (注) 2	未収入 金	19,809
子会社	(株)ト スネッ ト首都 圏 (注) 3	東京都 江東区	10,000	警備業	所有割合 100.00 (直接)	有	経営 指導料	経営指 導料の 受取	115,835 (注) 2	未収入 金	24,222

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 有限会社蔵王ブルーベリー農園からの商品の購入価格は店頭価格にて、また支払条件は一般取引と同様に締日(20日)と支払日(翌月末)を決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
3. 経営指導料については、業務内容等を勘案して決定しております。
4. 警備業の請負業務についての価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件となっております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項(6) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 880円54銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 89円40銭 |

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

株式会社トスネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東北事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久塚清憲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島川行正

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トスネットの2021年10月1日から2022年9月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月16日

株式会社トスネット 監査役会

監査役(常勤) 坂口 稔 ⑩

監査役 鶴岡 三千夫 ⑩

監査役 小田中 輝男 ⑩

(注) 上記監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
資 科	産 目	金 額	負 科	債 目	金 額
流 動	資 産	6,191,067	流 動	負 債	1,921,779
	現金及び預金	4,566,842		短期借入金	500,000
	受取手形及び売掛金	309,403		一年内返済予定の長期借入金	129,222
	電子記録債権	4,595		未払法人税等	140,650
	電警備未収入金	1,084,302		未払消費税等	142,930
	仕貯蔵の品	99		未払費用	610,720
	そ貯蔵の品	69,197		賞与引当金	83,060
	貸倒引当金	161,395		その他	56,920
		△4,769	固 定	負 債	258,275
固 定	資 産	3,217,721	固 定	負 債	805,516
有 形	固 定 資 産	2,271,530		長期借入金	270,914
	建物及び構築物	479,232		退職給付に係る負債	354,611
	機械装置及び運搬具	74,980		リースの負債	174,990
	工具器具備品	85,136		その他	5,001
	土地	1,471,250			
	リース資産	160,929			
無 形	固 定 資 産	202,495			
	電話加入権	23,206			
	実用新案権	218			
	商標権	82			
	水道施設利用権	91			
	のれん	146,556			
	リース資産	32,340			
投 資	そ の 他 の 資 産	743,694			
	投資有価証券	226,553			
	投資建物	2,257			
	投資土地	72,085			
	会 員 権	3,603			
	繰延税金資産	156,675			
	そ の 他 の 債 権	284,280			
繰 延	倒 引 当 金	△1,761			
開	業 費	322			
		322			
資 産	合 計	9,409,110			
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		9,409,110
				純 資 産 合 計	6,681,814
				株 主 資 本	6,674,530
				資 本 金	782,930
				資 本 剰 余 金	766,550
				利 益 剰 余 金	5,125,823
				自 己 株 式	△773
				その他の包括利益累計額	7,283
				その他の有価証券評価差額金	21,504
				退職給付に係る調整累計額	△14,220

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年10月1日
至 2022年9月30日)

(単位 千円)

項 目	金 額	金 額
売上高		10,030,214
売上原価		6,618,946
売上総利益		3,411,267
販売費及び一般管理費		2,720,275
営業利益		690,992
営業外収入		
受取利息及び配当金	4,840	
受取助貸証券運用益	51,487	
受取有価証券収入	31,159	
受取雑収入	54	
受取雑収入	2,305	
営業外費用	42,919	132,767
支払利息	6,086	
支払有価証券償還	610	
支払有価証券償還	1,708	
支払有価証券償還	10,535	18,942
経常利益		804,817
特別利益		
固定資産売却益	81	81
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		804,899
法人税、住民税及び事業税	303,071	
法人税等調整額	3,097	306,168
当期純利益		498,730
親会社株主に帰属する当期純利益		498,730

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日
至 2022年9月30日)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年10月1日残高	782,930	766,550	4,745,345	△773	6,294,052
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△118,252		△118,252
親会社株主に帰属する当期純利益			498,730		498,730
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	380,478	—	380,478
2022年9月30日残高	782,930	766,550	5,125,823	△773	6,674,530

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2021年10月1日残高	36,850	△19,165	17,684	6,311,737
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△118,252
親会社株主に帰属する当期純利益				498,730
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△15,346	4,945	△10,401	△10,401
連結会計年度中の変動額合計	△15,346	4,945	△10,401	370,077
2022年9月30日残高	21,504	△14,220	7,283	6,681,814

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数17社

連結子会社の名称

株式会社日本保安

株式会社ビルキャスト

株式会社大盛警備保障

株式会社三洋警備保障

株式会社メーリングジャパン

I・C・Cインターナショナル株式会社

株式会社トスネット北陸

株式会社トスネット茨城

株式会社トスネット北東北

株式会社トスネット南東北

株式会社トスネット上信越

株式会社トスネット首都圏

アサヒガード株式会社

株式会社エイコー

株式会社アーバン警備保障

株式会社トスネット琉球

北日本警備株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法に基づく原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

仕掛品 個別法による原価法

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具器具備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により定額法で按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5～10年）にわたり、定額法により償却しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、警備事業、ビルメンテナンス事業、メーリングサービス事業及び電源供給事業を業務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更が連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この変更が連結計算書類に与える影響はありません。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

マーリングサービス事業が保有する固定資産の減損

(1) 当連結会計年度末の固定資産帳簿価額 50,609千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、固定資産に減損の兆候がある場合には減損損失の認識の判定及び測定を行っております。減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額は、翌年度予算を基礎とした事業計画(以下「事業計画」という。)に基づき策定しております。事業計画における新型コロナウイルス感染症の収束時期を踏まえた売上高の成長率や市場環境の変化等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、回収可能価額の測定にあたって、市場環境の変化等により前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来の損益に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

建	物	227,254千円
土	地	949,023千円
合	計	1,176,278千円

上記に対する債務

短	期	借	入	金	200,000千円	
一	年	内	返	済	予	定
の	長	期	借	入	金	108,032千円
長	期	借	入	金	157,104千円	
合	計				465,136千円	

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,199,864千円

3. 投資建物の減価償却累計額 44,202千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 4,732,600株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基 準 日	効力発生日
2021年12月17日 定時株主総会	普通株式	118,252	25.00	2021年9月30日	2021年12月20日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基 準 日	効力発生日
2022年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	108,792	23.00	2022年9月30日	2022年12月21日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び警備未収入金等の営業債権は、主に建築、土木、小売業等に対するものであり、与信調査を基に個別に管理をしております。その他に対するものについては、モニタリング等により個別に管理しております。

有価証券は、市場価格の変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されておりますが、当該リスクに対して、有価証券管理規程に基づき、管理及び運用を行うとともに、取引については取締役会での決裁を行うこととしております。

長期借入金は、主に設備投資及び事業譲受等に係る資金調達を目的としたものであります。また、営業債務や借入金は、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画表を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額 （*1）	時 価 （*1）	差 額
①投資有価証券	183,250	183,250	—
②長期借入金	400,136	399,146	△989

（*1）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりとなります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	43,302

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	157,965	—	—	157,965

(注)投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は25,285千円であります。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	399,146	—	399,146

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金のうち、無利息の長期借入金については、リスクフリー・レートで割り引いて現在価値を算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(注)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年内 (千円)	1年超5年内 (千円)	5年超10年内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	129,222	207,984	62,930	—
合 計	129,222	207,984	62,930	—

(賃貸等不動産に関する注記)

一部の子会社では、東京都内において、賃貸ビル等を有しておりますが、総資産に占める賃貸等不動産の割合が低く、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	警備事業	ビルメンテナ ンス事業	メーリング サービス事業	電源供給事業	合計
売上高	8,688,492	206,401	393,229	742,090	10,030,214
顧客との契約から生じる 収益	8,688,492	206,401	393,229	742,090	10,030,214
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,688,492	206,401	393,229	742,090	10,030,214

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	1,462
契約負債（期末残高）	2,480

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,412円61銭
2. 1株当たり当期純利益	105円43銭

(企業結合に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

株式会社トスネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東北事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久塚清憲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島川行正

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トスネットの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トスネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、財務基盤の強化にも意を用い、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金23円
総額 108,792,231円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規程を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

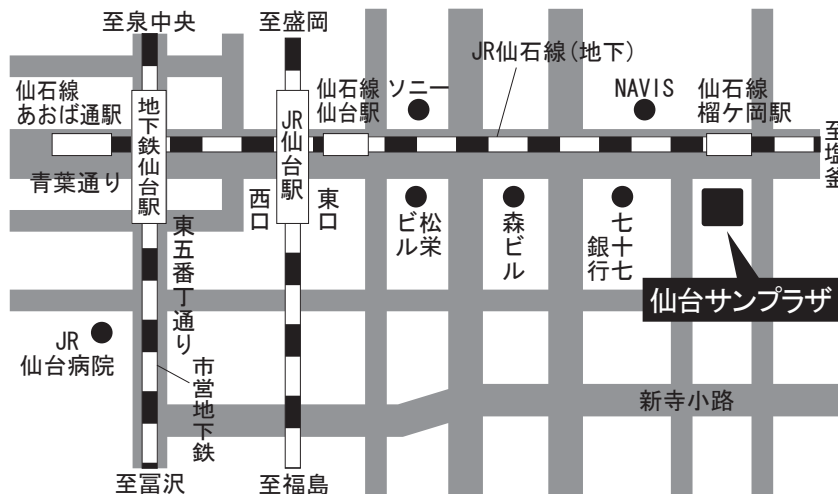
変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力が生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>以 上</p>

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内

仙台市宮城野区榴岡五丁目11番1号
仙台サンプルザ 1階「ローズ」の間
電話 022(257)3333



- JR仙石線「榴ヶ岡駅」より徒歩1分（目の前）
- JR東北本線、東北新幹線「仙台駅」より徒歩13分